

個別設置型条例 と 常設型条例

個別型・常設型の特徴

	個別設置型条例	常設型条例
1 住民投票条例の制定（制度化）	住民意思の確認が生じた時に条例化	住民意思の確認が生ずる前に条例化
2 住民投票の対象事項の設定	住民投票の確認の必要事項がある場合	対象事項を事前に条例化
3 制度（条例内容）の議論	必要	原則不必要（制度変更の可能性あり。）
4 条例案の議決	必要	不必要（既決）
5 住民意思の確認事項の議論	必要	必要

個別型・常設型のメリット、デメリット

	個別設置型条例	常設型条例
1 制度としての安定性	個別課題に対して投票結果を左右する制度化が可能。	どんな課題に対しても同一の制度で実施するため、制度としては安定。ただし、住民投票の対象の具体性からは不安定といえる。
2 制度等についての合意	課題を住民投票するという多くの合意がされていても、制度（条例）の合意ができれば実施不可能。	制度（条例）の変更を求められる可能性はあるものの、住民投票が必要な課題を迅速にかけることが可能。
3 実施の確実性	<p>確実性なし</p> <p>【住民の発議の場合】 自治法に基づく住民投票条例制定に係る直接請求（選挙権者の1/50以上の連署必要、未成年者、外国人の参加はできない。）したのち、長の意見を添えて議会の議決が必要であり、長・議会の関与により確実性が低い。</p>	<p>確実性あり</p> <p>発議について自治法の制約を受けず、条例により発議に選挙権者以外の者の参加と未成年者、外国人の参加も可能であり、長、議会の拒否権などの関与を規定しない限り実効性が高い。これゆえに発議に必要な連署の必要数は自治法の規定する割合よりも高く設定している場合が多い。</p>
4 長の裁量と責任	住民投票の対象が明確であり、長の裁量は及ばない。	<p>住民投票の対象の規定方法 ポジティブリスト（対象とする事項の規定） ネガティブリスト（対象としない事項の規定）</p> <p>いずれも具体的な規定ではなく、抽象的な規定となる。</p> <p>現実的には、住民投票の執行者である長の再利用に委ねられ、住民投票の対象外の事項を対象と認め実施した場合の費用の返還等の訴訟等に進展する可能性がある。</p>
5 合意形成の課題	住民、議会、長の関与が明確であり、複数の意思の一致を必要とされるため合意形成の基に実施される。	住民、議会、長、それぞれの意思のみで実施することが可能である反面、濫用を招く可能性が高く、必要とされる各主体間の十分な議論による合意形成過程をスポイルする可能性を否定できない。

